

2019年度 法科大学院

第4期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
11. 2019年度入試における民法においては、平成29年改正民法に基づいた出題を行います。ただし、平成29年改正民法または改正前民法のいずれに基づいて解答してもよく、改正前民法に基づいて解答しても不利とならず、減点もしません。
※「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」（平成29年6月2日公布）により改正された民法を「平成29年改正民法」といい、改正前の民法を「改正前民法」といいます。

[民法]

【第1問】法定地上権の成立要件を全て列挙しなさい。

【第2問】次の小問（1）および（2）の両方について論じなさい。その際には、【第1問】で列挙したどの要件が問題となっているかについても答えなさい。

（1）Aは土地甲を所有しており、Aの夫であるBはその地上建物乙を所有していた。Aは甲にCのための1番抵当権を設定し、その登記も経由した。その後、Bは乙をAに譲渡した。その後、Aは甲にDのための2番抵当権を設定し、その登記も経由した。その後、この1番抵当権は弁済により消滅し、その抹消登記も経由した。その後、この2番抵当権が実行されて、Pが甲を競落した。乙のための法定地上権は成立するか。また、その理由を述べなさい。

（2）Gは、Aから、A所有の土地甲とその地上建物乙に共同根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）の設定を受け、その登記も経由した。その後、Aは、Gの承諾を得て、乙を取り壊し、その滅失登記も経由した（本件根抵当権の共同担保目録からも抹消された）。その後、Aは、甲を更地として評価し直し、本件根抵当権の極度額を増額変更し、その変更登記も経由した。その後、Aは、Gの承諾を得ないで、乙のあったところに建物丙を建築した。

Gは甲の競売を申し立て、Pが競落した。なお、甲の価額は、更地価額が1億6000万円、法定地上権が成立するとすれば、底地価額が6000万円、法定地上権価額が1億円であり、乙の価値も丙の価値も1000万円であるとする。

丙のための法定地上権は成立するか。また、その理由も述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）